

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第七小学校
校長名 ●● ●● 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

日本国憲法及び教育基本法を基調とし、人間尊重の精神に基づく教育を推進し、心身ともに健康で、知性と感性に富み、短期的な幸福のみならず、将来にわたる持続的な幸福を追求し、国際社会の中で共に生きることのできる、思いやりのある人間性豊かな児童を育成する。そのために児童の実態を基に、保護者・地域住民の願いを込めて、次に掲げるめざす児童像を設定する。

○進んで学ぶ子ども ○協力して責任を果たす子ども ◎健康で心豊かな子ども

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

① 基礎的・基本的な学力の定着を図り、自ら課題を発見し解決に向かって追究するために対話を重視した授業、自分なりに解決したことを表現する授業を充実させる。また、1人1台の学習用端末を効果的に活用し、指導方法や指導形態を工夫するとともに、個に応じた指導を充実させる。

② 地域教材を活用したり、地域の方々と連携したりして教育活動の充実を図る。

○イ 豊かな心の育成

① 「認め合い」「励まし合い」「高め合う」望ましい集団活動を通して、「自分も友だちも大切にする」をキーワードに、児童相互が信頼し、協力し合えるような支持的風土のある学級・学年・学校集団を形成する。

② 児童理解に基づいた生活指導を充実し、児童相互の良好な人間関係の醸成を図り、いじめ等の未然防止に努める。

③ あらゆる偏見や差別の解消をめざし、人権教育に取り組むとともに、思いやりの心や生命尊重の心を育む。

ウ 健やかな体の育成

① 「主体的・対話的で深い学び」について授業研究をすすめることで、健康教育の充実を図る。

② 体育科の学習をはじめ教育活動全般において、何事にも前向きに取り組める児童の育成をめざす。

エ 不登校児童への支援

欠席の多い児童や長期欠席の児童に対して状況把握を確実にを行い、不登校総合対策「つながるプラン」がめざす、別室登校や校内での居場所づくり、オンラインを活用した面談等による教育機会の確保、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部関係機関等との連携を図った組織的対応等を進める。

オ いじめ防止等の取組

いじめを許さないまち八王子条例及び市教育委員会いじめ総合対策に基づき、いじめの未然防止と初期対応の徹底を図り、週1回以上の学校いじめ対策委員会で組織的、継続的に対応を進め、児童一人ひとりが安心して通える学校をつくる。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、特別支援委員会による校内の支援体制を充実させ、児童一人ひとりの支援ニーズを的確に把握し、特別支援教育の充実を図る。また、近隣の都立八王子特別支援学校等との児童の交流や教員の専門性向上を図るための連携した特別支援教育研修を行う。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【第七中学校グループ(第五小、第七小、山田小)】

第七中学校グループとしての共通目標(義務教育修了段階において育成すべき生徒像)を「知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)の調和のとれた児童・生徒」とし、義務教育9年間で育てたい児童・生徒像は、「自己実現に向けて、主体的に学び・考え・行動できる児童・生徒」である。そのために、第七中、第五小、山田小と児童・生徒の小中合同・一体化を実装する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 1人1台の学習用端末を用い、個の課題を探究する個別最適な学び及び自他の意見や考えを伝え合いながら思考を深めていく協働的な学びの充実を図ることで、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざすとともに、校内研究のテーマとし、全教員で取り組む。
- ② 各種学力調査等の結果を基に、国語科の話す活動・聞く活動及び書く活動を中心に、教育活動全般を通して活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等の向上をめざす。
- ③ 児童の学習状況や教科の特性に応じ、授業支援ツール、記録、発表など、1人1台の学習用端末を日常的・効果的に活用する。また、全教員によるOJTを通して、ICT活用指導力の向上を図る。
- ④ 全学年において教科担任制を実施し、専門的な指導による授業の質の向上と複数教員による児童理解を全校で推進する。その際、学年の学級数に応じて教科の組合せを考慮する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 「日本遺産」である八王子の蚕や織物、高尾山、また、八ヶ岳、日光の自然や八王子との関連について、各教科で学習したことを基に横断的・総合的な学習を取り入れ、課題解決に向けた活動に取り組ませる。
- ② 富士森公園や産千代稲荷・大久保長安等の地域の自然・文化・人材を活用した探究活動に取り組ませることで、地域の人々との関わりを深め、地域の良さに気付かせ、地域への誇りと愛情を育む。

ウ 特別活動

- ① 年間を通した縦割り班活動による集団遊びや八王子かるた遊び、清掃活動を通して、高学年にはリーダーシップや思いやりの心、低・中学年にはフォロワーシップや協力する態度の育成を図る。
- ② 児童会活動を通して、よりよい人間関係を築き、積極的に取り組もうとする態度を育む。また、児童の意見を基にして、自主性を伸長する機会とする。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 道徳科においては、「親切、思いやり」「生命の尊さ」を重点内容項目とし、学期1回のいじめ防止に関する授業を行う。道徳的価値を自分事として理解し実践するために、多面的・多角的に物事を捉え、深く考えたり互いに議論したりする授業改善に取り組む。
- ② 生命尊重等に重点を置き、道徳教育全体計画及び別葉を活用しながら、教育活動全般を通して道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を育成する。さらに、情報モラルについても、道徳科と関連させながら、相手を思いやることについて確実に指導を重ねていく。
- ③ 家庭・地域との共通理解を深め、地域と一体となって道徳教育を推進していくために、道徳授業地区公開講座を開催し、地域の人々と道徳について考えたり、家庭での道徳教育について一緒に考えたりする機会とする。

(3) キャリア教育

- ① 地域の特性を活かした、第七中学校グループ義務教育9年間を通じたキャリア教育として「防災」をテーマに設定し、これからの社会を支える一員としての実践的な課題解決能力を発達段階に応じた取組で育成する。高学年では、中学生との共同の活動を取り入れる。
- ② 教育活動全体を通して、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用しながら、将来の夢や希望を育み、目標達成のために工夫・努力する態度を養い、自己肯定感や自己有用感を高めていく。
- ③ 望ましい勤労観・職業観を育むために、学校探検、町探検、地域探検、地域施設の活用、職業調べ、職場訪問の学習など、地域の人と関わる体験活動を通し、自分の役割を果たそうとする意欲や態度、コミュニケーション能力を育成する。

(4) 特別支援教育

- ① 特別支援委員会や生活指導夕会で、配慮を要する児童に対する合理的配慮に関して共通理解を深め、特別支援教育コーディネーターや学校サポーター等と協働し、特別支援教育の充実を図る。
- ② 都立八王子特別支援学校との副籍交流では、授業や行事等の直接交流及び学校だより等の文書交換や作品展等の間接交流を通して、障害理解と思いやりの心を育成する。また、都立八王子特別支援学校や島田療育センターはちおうじに訪問し、児童や通所者と交流する。
- ③ 通常の学級の授業や行事に特別支援学級の児童が交流及び共同学習として共に学ぶ機会を理解教育の推進に活かす。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① セーフティ教室では、外部団体と連携し、低学年では不審者対応、中学年と高学年では情報モラルについての学習を通して、自分の身を守る意識の向上を図るとともに、SNS学校ルールを策定し、保護者や家庭・地域と連携して取り組めるようにする。また、「七小のやくそく」を児童の実態や社会的ニーズに合わせ、見直し及び改善を図っていく。
- ② 災害、交通安全について、「自分の生命は自分で守る」ことを基本として、学習や学級指導、毎月の避難訓練や交通安全教室等で安全に対する意識の向上を図る。また、「生命（いのち）の安全教育」指導の手引きや市教育委員会「生命（いのち）の安全教育」を基に、性犯罪・性暴力対策を確実にし、「生命を大切に」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」という意識を高めていく。

イ いじめ防止等の取組

- ① 週1回以上の学校いじめ対策委員会では、情報の共有及び対策の検討を行う。また、生活指導夕会、各種アンケート、子ども見守りシート、保護者面談等も活用し、いじめの未然防止と早期発見及び組織的対応を図る。
- ② 全児童と担任の面談を設定し、相談しやすい人間関係の構築と相談できる大人がいるようにする働き掛け、いじめの早期発見に努める。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」の取組として、全校朝会の講話等で生命の尊厳について考える機会をつくり、各学級の道徳科の授業で「生命の尊さ」の項目を扱う。
- ④ 学校いじめ防止基本方針に基づき、生活指導講話やふれあい月間の取組、SOSの出し方に関する教育、高学年向けにメディアリテラシー教育等、教育活動全体を通して「いじめは絶対に許さない」という強いメッセージを常に発信し、自分も友だちも大切に育てる児童の育成を図る。

ウ 不登校児童への支援等

登校支援コーディネーターを中心に「個票システム」を活用して児童の欠席状況を把握し原因や対応を分析する。不登校対策委員会で定期的に実態に応じた手だてを探り、保護者及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して、不登校の未然防止及び児童の心に寄り添った支援や居場所づくりを行う。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

はちおうじっ子ミニマムでの定着率100%をめざし、朝学習や放課後算数教室で積極的に活用し、基礎・基本の定着を図る。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）児童・生徒が合同で行う活動：小中合同あいさつ運動、合唱コンクール小中合同合唱に加え、中学校部活動見学、「防災を考える日」などを企画立案・実施する。
- （取組2）学力向上に向けた取組：学力定着プロジェクトチームで、授業支援ツールやはちおうじっ子ミニマムを分析し、課題を明確にし、その課題解決に向けて端末内の新学習支援システムを活用するなど、基礎学力の定着に向けた取組を企画立案・実施する。
- （取組3）生活指導等の諸情報の共有：中学校入学にあたっての生活指導上の情報や、情報活用能力系統表を活用した各発達段階での取組など、諸情報を共有する。
- （取組4）地域と合同で行う活動の実施：年3回地域クリーン活動や美化植栽運動、漢字検定などを実施する。また、小中合同あいさつ運動週間などを地域の方と連携して充実させる。

イ その他

- ① 1人1台の学習用端末については、第1学年の1学期から活用をはじめ、各教科の年間指導計画や情報活用能力系統表（ICT活用技能編）に基づき、情報モラルも含めた確実な知識・技能の定着を図る。
- ② 「保・幼・小連携の日」には、「保・幼・小の架け橋期のカリキュラム」に基づく児童と園児との交流や近隣の幼稚園や保育園との職員交流を図り、円滑な接続に向けて連携を図るとともに、入学時にはスタートカリキュラムを活用した取組を確実にすすめていく。
- ③ 地域行事への参加について、全校朝会での紹介や「はちおうじっ子キャリア・パスポート」での振り返り等を通して促し、把握する。
- ④ 保護者や図書ボランティアによる読み聞かせ、「高尾山とんとんむかし語り部の会」による語りなど、地域人材の積極的な活用を進める。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
2	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
3	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
4	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	202
5	17	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	18	203
6	18	18	22	17	0	19	21	19	19	15	18	17	203
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 第1学年は、1学期始業式と卒業式に参加しないため授業日数を2日減。 第2学年から第4学年は、入学式と卒業式に参加しないため授業日数を2日減。 第5学年は、入学式に参加しないため授業日数を1日減。 第6学年は、修了式に参加しないため授業日数を1日減。 夏季休業日を7月25日から8月31日までとする。 都民の日（10月1日）と開校記念日（11月18日）は授業日とする。 												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は、45分とする。）

領 域		学 年					
		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動（学級活動）		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980 (10)	1015 (10)	1015 (10)	1015 (10)

備 考

ア その他の授業時数

区分		学年					
		1	2	3	4	5	6
児童会活動	児童会集会活動	4	6	6	6	7	7
	委員会活動					12	12
クラブ活動					14 2/3	14 2/3	14 2/3
学校行事		29 1/3	30 1/3	43 1/3	34 1/3	53 1/3	66 2/3
学級・学年裁量の時間		18 2/3	6	2	2	3	3

イ 1 単位時間

- ・ 1 単位時間は45分とする。
- ・ クラブ活動を1回につき60分実施し、全11回行う。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・ 第3学年は、クラブ見学（2月3日・24日）のため、2時間増加とする。
- ・ 第6学年は、部活動見学（7月1日）及び卒業式予行練習（3月23日）のため、各1時間増加する。
- ・ 毎週火曜日と金曜日に「朝学習」を設定し、国語科を15分単位で行う。
 第1学年 火、金（8時20分～8時35分）年間24時間
 第2学年 火、金（8時20分～8時35分）年間24時間
 第3学年 火、金（8時20分～8時35分）年間24時間
 第4学年 火、金（8時20分～8時35分）年間24時間
 第5学年 火、金（8時20分～8時35分）年間24時間
 第6学年 火、金（8時20分～8時35分）年間24時間

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・ 総合的な学習の時間の郷土学習として、調べ学習を10時間行う。
 第3学年 「八王子が「桑都」とよばれるひみつをさがろう」
 第4学年 「霊気満山高尾山」
 第5学年 「八王子で受け継がれている伝統文化やお祭りを調べよう」
 第6学年 「八王子の歴史について調べてみよう」

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・ 朝読書（毎週水曜日、8時20分～8時35分）
- ・ 放課後算数教室（火曜日、1回45分で全17回行う。）

カ その他

- ・ 第1学年、第2学年の外国語活動（年間4時間）